エコマーク運営委員会規程

公益財団法人日本環境協会

エコマーク運営委員会(以下「運営委員会」という)の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

(所掌事務)

- 第1条 運営委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1)エコマーク事業の実施計画および予算の審議
 - (2)エコマーク事業実施要領、各委員会に関する諸ガイドラインおよび規程などの制定・見直しの審議
 - (3)その他エコマーク事業の運営に関する事項の審議

(構成および委員の委嘱)

- 第2条 運営委員会は15名以上25名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学 識者などのうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。
 - (1)環境保全に関する学識者
 - (2)関係行政機関、消費者関係団体、事業者関係団体などの有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

- 第4条 委員が次の各号の一に該当する場合、公益財団法人日本環境協会理事長はこれ を解任することができる。
 - (1)職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
 - (2)職務を怠り、または職務上の義務に反した場合
 - (3)公職または所属する組織の地位により任命された委員が、その地位を離れた場合

(委員長)

- 第5条 委員の互選により、委員長を選出する。
 - 2 委員長は、委員会を統轄する。
 - 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長 代理が、これを代行する。

(運営委員会の開催)

- 第6条 運営委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。
 - 2 運営委員会は、原則として年2回開催するものとする。

(会議の定足数および議決数)

- 第7条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決する ことができない。ただし、当該議事および議決について、あらかじめ書面により 意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が 出席し議決に参加できるものとする。

(機密保持)

第8条 委員は、本委員会の事務の遂行に際し知りえた非公知の情報については、本委員会の事務の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。 委員会資料等の取り扱いは、別に定める「委員会資料等の公開に関する取り決め」に従うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、運営委員会またはエコマーク事務局の発議に基づき、委員の2/3 以上の賛成によって議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行す ることとする。

(附則)

- 1 1988年 8月 1日制定施行
- 2 1994年 4月 1日改定施行
- 3 1999年 9月29日改定施行
- 4 2000年10月 1日改定施行
- 5 2008年 4月 1日改定施行
- 6 2010年 4月 1日改定施行
- 7 2013年 4月 1日改定施行(公益財団法人設立)
- 8 2022年 4月 1日改定施行
- 9 2022年10月 5日改定施行(第4条、第8条の追加)